

にほんこくけんぽう  
日本国憲法

ぜんぶん  
前文

にほんこくみん せいとう せんきょ こっかい  
日本国民は、正当に選挙された国会におけ  
だいひょうしゃ つう こうどう  
る代表者を通じて行動し、われらとわれら  
しそん しょこくみん きょうわ せいか  
の子孫のために、諸国民との協和による成果  
くにぜんど  
と、わが国全土にわたって自由のもたらす  
けいたく かくほ せいふ こうい ふたたび  
恵沢を確保し、政府の行為によって再び  
せんそう さんか おこ  
戦争の惨禍が起ることのないやうにすること  
けつい しゅけん こくみん せん  
を決意し、ここに主権が国民に存することを  
せんげん けんぽう かくてい こくせい  
宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政  
こくみん げんしゆく しんたく  
は、国民の厳粛な信託によるものであつ  
けんい こくみん ゆらい けんりよく  
て、その権威は国民に由来し、その権力は  
こくみん だいひょうしゃ こうし ふくり  
国民の代表者がこれを行使し、その福利は  
こくみん きょうじゅ じんるいふへん  
国民がこれを享受する。これは人類普遍の  
げんり けんぽう げんり もとづ  
原理であり、この憲法は、かかる原理に基  
はん いっさい  
くものである。われらは、これに反する一切

けんぽう ほうれいおよ しょうちよく はいじょ  
の憲法、法令及び詔勅を排除する。

にほんこくみん こうきゅう へいわ ねんがん  
日本国民は、恒久の平和を念願し、  
にんげんそうご かんけい しはい すうこう りそう ふか  
人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く  
じかく へいわ あい しょくみん  
自覚するのであって、平和を愛する諸国民の  
こうせい しんぎ しんらい あんぜん せいぞん  
公正と信義に信頼して、われらの安全と生存  
ほじ けつい へいわ  
を保持しようとして決意した。われらは、平和を  
いじ せんせい れいじゅう あっぱく へんきょう ちじょう  
維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上か  
えいえん じよきよ つと こくさいしゃかい  
ら永遠に除去しようとして努めてゐる国際社会に  
めいよ ちい し おも  
おいて、名誉ある地位を占めたいと思ふ。わ  
ぜんせかい こくみん きょうふ  
れらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と  
けつぼう まぬ へいわ せいぞん けんり  
欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利  
ゆう かくにん  
を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことの  
こっか じこく  
みに専念して他国を無視してはならないので  
せんねん たこく むし  
あって、政治道徳の法則は、普遍的なもので  
せいじどうとく ほうそく ふへん  
あり、この法則に従ふことは、自国の主権  
ほうそく したが じこく しゅけん  
を維持し、他国と対等関係に立たうとする

かくこく せきむ しん  
各国の責務であると信ずる。

にほんこくみん こっか めいよ ぜんりよく  
日本国民は、国家の名誉にかけ、全力を  
すうこう りそう もくてき たっせい  
あげてこの崇高な理想と目的を達成すること  
ちか  
を誓ふ。

協和 - 互いに心を合わせて仲よくすること。

成果 - なしえた結果。できばえ。

自由 - 自分の心のままに行動できる状態。

恵沢 - 恩恵を受けること。めぐみ。

戦争 - 軍隊と軍隊とが、兵器を用いて戦うこと。

惨禍 - 天災や戦争などによる、すさまじく、いたましい不幸。

主権 - 国家の最高の意思および国の政治を最終的に決定する権力。国民および領土を支配する権利。事柄の最終的な決定をする権力。

国政 - 国の政治。日本国憲法では、立法、司法、行政のすべてを含む。

厳粛 - おごそかでつつしみ深いこと。また、その場の様子が真剣な雰囲気であること。ごまかしやふまじめを許さない、きびしさのあること。

信託 - 信用してまかせること。

権威 - 権力と威力。下位の者を強制し服従させる威力。

由来 - 物事が、それをもとにして現われ出ること。また、そのよってきたところ。ことの起こり。いわれ。来歴。由緒。

権力 - 他人を強制し服従させる力。法律にもとづく他への強制力。国家や政府の権力。

行使 - 使うこと。用いること。使用すること。特に、権利、権力などを実際に用いること。

福利 - 幸福と利益。希望どおりになって生活などが落ち着くようにすること、その人のためになること。

享受 - ある物事を受けおさめること。多く精神的、物質的な利益を受けて、それを味わい楽しむことにいう。

普遍 - ひろくゆきわたること。あまねく万物に及ぶこと。

原理 - すべての現象を成立させる基本法則。根本の理論。

法令 - おきて。のり。きまり。定め。法律と命令。

詔勅 - 詔書と勅旨。詔・勅（みことのり）の総称。明治以降、天皇が発する公式文書。詔書。勅語。

恒久 - 永く変わらないこと。また、そのさま。永久。永遠。

**平和** - おだやかで、やわらいでいること。静かでのどかであること。特に、戦争がなく、世の中が安穏であること。和平。

**念願** - 一心に願い望むこと。ひたすら思い願うこと。長い間のねがい。

**崇高** - 尊くけだかいこと。けだかく尊くて、驚異、畏敬、壮大、悲壮などの感じを起こさせるような美しさがあること。

**公正** - 公平でかたよっていないこと。明白で正しいこと。また、そのさま。

**信義** - 約束を守り相手に対する道義的な務めを果たすこと。

**生存** - この世に生きて存在すること。生きながらえること。生き残ること。

**保持** - たもち続けること。もち続けること。

**決意** - 自分の考えをはっきり決めること。また、その考え。決心。

**維持** - 物事を現在の状態のままに持続すること。もちこたえること。

**専制** - 独断で思うままにとりはからうこと。自分の勝手・気ままに事进行处理すること。特に政治を独断で行なうこと。

**隷従** - 他に隷属すること。ある者の支配に属してその言うなりになること。

**圧迫** - 心理的、精神的に威圧感を与えること。また、勢力をもって政治的、軍事的に相手をおさえつけること。

**偏狭** - 心のせまいこと。度量の小さいこと。

**永遠** - 未来に向かって果てしなく続くこと。

**名誉** - 人の才能や特定の状態に関するすぐれた評判。よい評判を得ていること。ほまれ。個人、または集団の人格に対して、社会的に承認された価値。また、それに対する自覚。体面。面目。

**恐怖** - 恐れおじること。恐ろしく感じること。またその感じ。

**欠乏** - 不足すること。たりないこと。

**権利** - 物事を自由に行なったり、他人に対して当然主張し要求することのできる資格。権。

**専念** - 一途（いちず）に思いこむこと。また、あることに没頭すること。専心。

**責務** - 責任と義務。また、責任をもって果たさなければならない仕事。つとめ。